

高額療養費の適用区分確認書

○高額療養費とは・・・

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度

○高額療養費制度上限額（69 歳以下）

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	年収約 1,160 万円以上 ・ 標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 ＋（医療費－842,000）×1%
イ	年収約 770～約 1,160 万円 ・ 標準報酬月額 53 万～79 万円	167,400 円 ＋（医療費－558,000）×1%
ウ	年収約 370～約 770 万円 ・ 標準報酬月額 28 万～50 万円	80,100 円 ＋（医療費－267,000）×1%
エ	年収約 370 万円以下 ・ 標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円
オ	住民税非課税者	35,400 円

未熟児養育医療の対象になる場合、高額療養費の適用になることが多いため、事前に医療保険者に対して、扶養義務者の適用区分・上限額のいずれかを確認してください。

扶養義務者の適用区分は_____ 上限額は_____円です。